

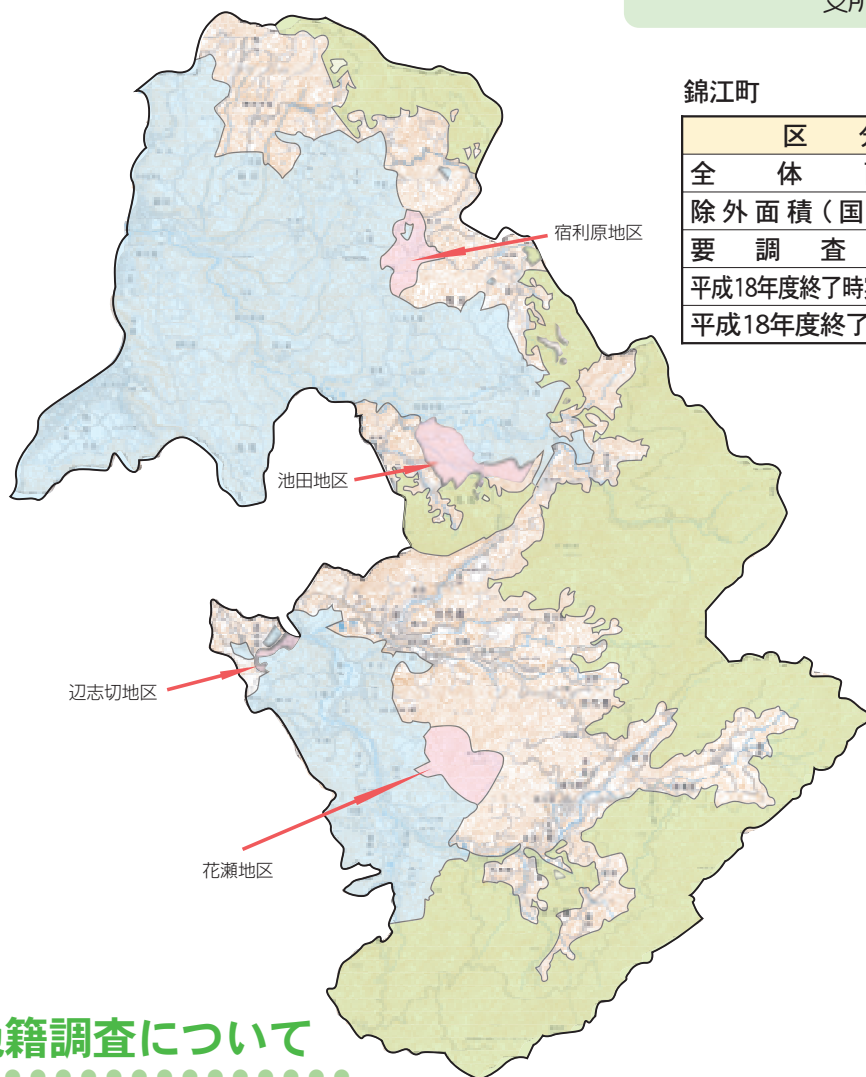
地籍調査係からお知らせです。

平成19年度地籍調査実施予定地区について

平成19年度の地籍調査予定地区は、宿利原地区、池田地区、花瀬地区、辺志切地区の4地区を行います。対象となる小字は左記のとおりです。

なお、下の図面の桃色の部分が19年度予定地区です。緑色は国有林です。青色は調査終了した地区です。(現在18年度分で調査中のところを含みます。又、南部開発等の地区も含みます。)

問い合わせ先 本庁税務課(地籍調査係) 0994-22-3037
支所住民生活課(地籍調査係) 0994-25-2511



錦江町

区 分	全 体	大根占地区	田代地区
全 体 面 積	163.15km ²	85.34km ²	77.81km ²
除外面積(国有林等)	56.63km ²	23.72km ²	32.91km ²
要 調 査 面 積	106.52km ²	61.62km ²	44.90km ²
平成18年度終了時実施済面積	52.38km ²	40.86km ²	11.52km ²
平成18年度終了時進捗率	49.17%	66.31%	25.66%

凡 例	
■	除外区域(国有林等)
■	調査済区域
■	本年度調査予定区域
□	実施未定区域

地籍調査について

- 1 町内在住の方には事前説明会を行います。
- 2 年間の立会い日程計画をつくり、通知します。
- 3 現地調査(立会い)の7日くらい前に集合場所・時間等を示し、立会い依頼の通知文書を出します。
- 4 立会いが出来ない場合は代理人の委任状を出していただいております。
- 5 南部開発等の終了した地域は地籍調査と同じ精度の測量が行われておりますので対象外です。
- 6 地籍調査では、台帳名義人の変更(名義変更)はできません。
- 7 地籍調査では、ある一定の条件が必要ですが、土地の分筆・合筆・地目変更・住所変更は出来ます。
- 8 地籍調査で打った杭は各自で管理していただきます。(年間何万本かの杭を打ちますので役場で管理することは不可能です。ご理解ください。)
- 9 調査地区内、またはその周辺に測量用の杭(境界杭とは別です)を打たせていただきます。この際測量は見通しがきかないと出来ないのでも雑木等の枝払いをさせていただく場合があります。
- 10 公民館等の主なところに黄色の目印テープを用意しておりますので、立会い日までに境界の枝払いをし、なえ竹等にテープを結んで境界のしるしを立ててください。